

養豚問題懇談会報告書（案）

1. はじめに

- ・ 最近の養豚を巡る情勢としては、W T O体制の下での貿易自由化の進展に加え、メキシコを始めとして自由貿易協定（F T A）締結国の増加等、より一層の国際化が予想される中で、輸入豚肉に対抗した国産豚肉の生産性及び品質の向上等の対応が必要である。
- ・ また、牛のB S Eや鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を契機として、消費者の食の安全と安心に対する関心がますます高まる中、豚についても、こうした消費者ニーズに対応し、生産・衛生管理を徹底し、安全・安心な国産豚肉の安定供給に努めることが重要である。
- ・ こうした中で、農林水産省は、「食料・農業・農村基本法」に係る基本計画の変更について、食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下「本審企画部会」という）に諮問し、品目横断的政策や担い手・農地制度の見直し等の検討を行うとともに、畜産政策の今後のあり方等についても食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の見直し等の検討を行っているところである。
- ・ このような状況を踏まえ、我が国の養豚について、担い手のあり方、生産コスト低減方策、品質向上方策等の今後の養豚のあるべき姿について検討することとし、生産、流通・加工、販売、消費等各分野の専門家の参加により、平成16年8月から 回にわたり「養豚問題懇談会」を開催し、意見交換を行ってきたところである。

本報告書は、今後の養豚のあるべき姿について、本懇談会で検討された内容を取りまとめたものである。

2. 我が国における養豚の位置付け

- ・ 養豚は、農業総産出額の1 / 4以上を占める畜産のうち20%を超えるシェアを占め、また、地域経済の中で重要な位置づけ。
- ・ 豚肉は、食肉の中で消費量が多く、食生活上重要な食材としてその地位を確保。
- ・ 生産コストの低減を図りつつ、消費者ニーズ、家畜衛生、畜産環境問題等に適切に対処することにより、我が国の養豚振興を図る必要。
- ・ 我が国畜産は、農業総産出額8.9兆円のうち2.5兆円を占め、そのうち、

養豚のシェアは20%を超えるとともに、養豚産業は、飼料生産、流通・加工、販売業者等も含め多くの他産業と密接に関連し、産業としての裾野が広く、また、地域の雇用確保、食品残さ等の利用促進等の点で重要な役割を果たしており、地域経済を支える重要な産業として位置付けられる。

- ・ 食肉については、多様化する国民食生活の中で消費量が着実に増加し、その中でも、豚肉は最も消費量が多く、食生活上重要な食材としての地位を築いてきた。また、国産豚肉は、特に家計消費用のテーブルミートとして定着している。
- ・ こうしたことから、国民食生活の安定を確保するため、今後とも生産・流通段階のコスト低減、消費者ニーズに対応した安全・安心で高品質な豚肉の提供、家畜衛生や畜産環境問題、食育の推進等の諸課題に適切に対応しつつ、海外での家畜悪性疾病の発生による食肉の輸入停止等の事態も念頭に、我が国養豚産業の安定的な発展を図る必要がある。

3. 豚肉の需給動向

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 国内生産は概ね横ばい傾向で推移する中で、輸入は増加傾向で推移し、その結果、豚肉の自給率は低下傾向で推移。・ 今後、輸入豚肉のシェアが高い加工及びその他の仕向に対する需要拡大等に向けた、消費者に信頼される国産豚肉の生産拡大への努力が必要。 |
|---|

- ・ 国内生産量は、平成元年度をピークに、平成2年度以降、概ね減少傾向で推移してきたが、平成14年度以降は、増加傾向で推移している。
- ・ 輸入量は、消費が安定的に推移する中で増加傾向で推移。その結果、豚肉の自給率は低下傾向で推移しているが、その伸びは鈍化（豚肉の重量ベース自給率：53%、カロリーベース自給率：5.3%（平成15年度））。
- ・ 消費量は、平成13年9月の我が国におけるBSE発生による牛肉の代替需要等により、平成13年以降、増加傾向で推移している。15年度も、米国におけるBSE発生、国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉、鶏肉の代替需要により前年度比2.5%の増、16年度（4～7月）も、米国産牛肉の代替需要等により前年同期比8.4%増となっている。
- ・ 豚肉の消費構成割合としては、「家計消費」が約4割、「加工仕向」が約3割、「外食・その他業務用」が約3割で、近年、安定的に推移している。このうち、国産豚肉は、輸入豚肉に比べ高品質（脂肪量が適度で肉味が良い）で安心安全であるとの消費者の認識が高い等の理由から「家計消費」への仕向割合が高い。一方、輸入豚肉については、国産豚肉の価格変動を調整し、原料コストを安定化でき

ること、我が国におけるロース等の特定部位に偏重した需要への対応が可能であること、品質・規格の斉一性が高いこと等の理由から、「加工仕向」及び「外食・その他業務用」の割合が高くなっている。

- ・ 今後、輸出国が日本市場のニーズに合った豚肉を選別して輸出する体制を整える中で、国産豚肉の消費を拡大するためには、より一層の生産コストの低減、品質規格の統一化、定時定量の出荷体制の確立、豚肉の高品質化等を図るとともに、消費者の安全安心に対するニーズに対する取り組みを強化し、「家計消費」とともに「加工仕向」及び「外食・その他業務用」について、シェアを維持拡大する努力が必要となっている。

4．養豚経営の安定・担い手

(1) 養豚経営の動向

- ・ 豚の飼養戸数及び頭数が減少する中で、経営の規模拡大は着実に進展。
- ・ 養豚における法人経営及び認定農業者の占める割合は畜産の中でも高い水準。
- ・ 豚の飼養戸数は、一貫して減少傾向で推移しており、平成16年は8,880戸と前年比で約6%減少。一方、飼養頭数は、減少傾向で推移してきたが、平成10年以降、その減少率は低下している。こうした中で、一戸当たり飼養規模は着実に拡大を続けており、特に、肥育豚1千頭以上飼育している農家の戸数シェアは約27%で、頭数シェアは約75%を占める状況となっている。
- ・ 養豚経営における法人経営の占める割合は、約21%となっており、畜産経営の中でも割合が高い。
- ・ 養豚経営における認定農業者の割合は、畜産部門が耕種部門に比較して総体的に高い中で、養豚は酪農に次いで約31%となっている。

(2) 養豚経営の担い手育成（認定農業者の拡大、規模拡大、法人化の推進等）

- ・ 養豚における「担い手」については、「認定農業者」を基本とすることが適當。このほか、肉豚の産地銘柄化の推進など「認定農業者」に準じた営農形態についても「担い手」として位置づける方向で、さらに検討。
- ・ 本審企画部会の中間論点整理（「中間論点整理」）においては、「望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（担い手）を育成・確保することが急務である。」とされている。
- ・ 「担い手」については、「担い手を地域の中から明確にしていくことを意図した

認定農業者制度の考え方は、今後とも尊重していくことが適当」とされており、認定農業者を基本とする考え方が示されている。

- ・ 養豚における「担い手」については、認定農業者を基本とすることが適当。単一経営の養豚農家における認定率（41%）は他作目（稲作2%）に比べ高いが、今後ともその更なる向上に向けての取組を推進する必要がある。
- ・ このほか、肉豚の産地銘柄化の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）など、養豚の特性や地域の実情に精査を加え、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置づける方向で、さらに検討。

（3）養豚経営の安定

・ 「地域肉豚生産安定基金造成事業」の対象者については、事業の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討する必要。

- ・ 「中間論点整理」においては、「野菜、果樹、畜産などの部門専門的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある。」とされている。
- ・ 「地域肉豚生産安定基金造成事業」については、各県の生産者等が自主的に基金を積み立てて実施している肉豚の価格差補てん事業に対し、各県の基金が枯渇した際にバックアップすることによって養豚経営の安定を図るため、平成7年度に創設された。
- ・ 本事業の次期業務対象年間（平成19年度）からの対象者については、事業の目的及び「中間論点整理」を踏まえ、検討する。
- ・ また、平成19年度以降の事業の仕組みについては、今後のWTO農業交渉の動向等も踏まえ、必要な対応等を検討する。

5．国際化に対応しうる生産・流通体制の構築(生産性の向上、生産物の高付加価値化等)

（1）改良の推進、飼養衛生管理の高度化

・ 国際化の進展、消費者ニーズに対応した肉豚の生産性の向上、生産物の高品質化等を推進するためには、種豚改良の推進、飼養衛生管理の高度化等を図ることが必要。

- ・ 今後の国際化の進展、消費者ニーズに対応した肉豚の生産性（繁殖能力、肥育能力等）の向上、生産物の高品質化（脂肪量が適度でおいしい）等を推進するためには、種豚改良の推進、飼養衛生管理の高度化を図ることが必要である。

ア．改良の推進

- ・ 繁殖能力、産肉能力等の生産性ととも肉質等の品質の向上による特長のある豚肉の生産に向け、能力検定の実施による種豚選抜、系統造成等の改良を推進する必要がある。
- ・ 肉豚の交雑利用が普及する中で、肉豚生産のもととなる純粋種豚の育種資源が減少しており、多様な特性を有する優良な純粋種豚の確保、導入に努める必要がある。
- ・ また、肉質向上に向けた実効性の高い改良手法の導入、遺伝的能力評価等の効率的な育種改良の実施、繁殖障害の防止、肢蹄の改良による耐用年数の向上、関係機関の広域連携による改良増殖の推進等を図ることも重要である。

イ．飼養衛生管理の高度化

- ・ ほ育・育成期の事故率の低減等による生産性向上の観点から、適切な飼養衛生管理の徹底を図るとともに、優良種豚の効率的利用、母豚の繁殖性の向上等の観点から、人工授精の普及・定着の推進を図る必要がある。
- ・ また、S P F（特定病原菌不在生産方式）、S E W（早期離乳方式）、H A C C P（危害分析重要管理点方式の考え方に基づく体系的な衛生管理）等の飼養衛生管理の高度化も、効率的な生産を推進する上で重要である。

（２）生産資材費等の低減

- ・ 低コスト生産を推進するため、飼料費、労働費、衛生費、建物費等の低減を図る努力が必要。
- ・ 生産コストの内訳としては、飼料費が約６割を占め、労働費、衛生費、建物費等を含めると費用合計の約９割を占めている。このため、
飼料の共同購入等による購入価格の低減、丸粒トウモロコシの関税割当制度を活用した購入価格の低減、食品残さの飼料利用の推進等による飼料費の低減、
規模拡大、省力化機器（自動給餌器等）の導入等による労働費の削減、
豚コレラワクチン等を使わない防疫体制への移行、
建築基準法緩和措置の活用、離農跡地の既存畜舎の活用による建物費の低減等により、更なる生産コストの低減を図る必要がある。
- ・ また、配合飼料価格、食肉処理施設のと畜料・検査料、畜舎の建築コスト、ワクチン等医薬品価格等の引き下げにつながる各種規制緩和の要請等も含めた検討

を行うことも重要である。

(3) 加工・流通・販売の合理化

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 食肉処理施設及び家畜市場における再編整備等の推進。・ 豚肉の商品特性や消費者ニーズの動向等を踏まえたトレーサビリティ、適正表示の推進。 |
|--|
- ・ 国産豚肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、生産段階の生産コストのみならず、豚肉の処理・流通の合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産豚肉の流通体系を確保することが必要である。
 - ・ また、食肉処理施設及び家畜市場の機能を十分に発揮させるため、その再編整備を推進するとともに集荷・処理頭数規模を拡大し、稼働率の向上等を図ることが重要である。

(4) 多様なニーズに対応した生産、供給（銘柄化、トレーサビリティ等）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 消費者ニーズに対応した銘柄化等の高品質豚肉生産の取り組みの推進。・ 豚肉の商品特性や消費者ニーズの動向等を踏まえたトレーサビリティ、適正表示の推進 |
|--|
- ・ 消費者ニーズに対応した高品質肉豚の生産を行うに当たっては、生産集団等の行う銘柄化、品質・規格の統一化等の取り組み（独自の飼料配合、飼養管理方法の統一、生産マニュアルの作成、豚肉の成分分析等）等を、流通、加工、販売まで一体となって推進する必要がある。また、美味しさに関する客観的評価法の確立等を図ることも重要である。
 - ・ 豚肉のトレーサビリティについては、豚肉の生産・流通実態、消費者の求める情報に関するニーズ等を踏まえ、16年7月25日に施行された「生産情報公表」JAS規格」といった生産者や食品業者の自主的な取り組みを基本とすることが適当であるが、その普及のためには、生産情報管理システムの簡素化、低コスト化に向けた検討も重要である。
 - ・ 消費者の安全・安心に対する信頼を失わないよう、流通段階等における偽装表示の防止強化の取り組みが必要である。

6. 自然循環機能の維持・増進

(1) 未利用資源の有効活用

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 食品残さ等の有効活用のため、飼料としての品質等に関する研究、その利用体 |
|---|

制の構築等を推進。

- ・ 食品残さの飼料化の推進に当たっては、飼料としての品質、給与した場合の豚肉の品質等への影響等について十分な研究を行うことが必要である。
- ・ また、食品残さの飼料としての利用に関し、養豚生産者が利用しやすいような仕組みの検討とともに、地域におけるストックポイント、配合飼料への配合割合、利用可能な素材の情報提供、更には、未利用資源を給与した豚肉の消費者へのPR等について検討することも重要である。

(2) 家畜排せつ物の適切な処理・利用

- ・ 適正管理の持続性の確保及び農地・草地への還元を推進。
- ・ 農家の経営規模等に応じて、簡易対応農家の施設整備への移行を促進することにより、適正管理の持続性を確保することが必要であるとともに、堆肥の農地・草地への還元を基本とした有効利用を今後とも推進していくことが必要である。
- ・ 耕種農家と畜産農家の連携による家畜排せつ物由来たい肥の利用促進を図り、循環型畜産の確立を図ることが必要である。また、畜産サイドにおいて、たい肥の品質の向上や成分の明確化などにより、耕種農家が利用しやすいたい肥の生産に配慮した取り組みも必要である。
- ・ また、汚水浄化処理のための大きな施設を要しないなど、低コスト処理が可能な畜舎構造、処理体系、処理技術の一層の改良・普及も重要である。
- ・ 畜舎及び家畜排せつ物処理施設における悪臭の発生防止・抑制、並びに飼料の成分組成・給与方法等の改善による家畜排せつ物及び含有環境負荷物質の発生量削減のための技術開発・実証・普及の取り組みも、環境と調和した持続的な養豚経営のために重要である。
- ・ 家畜生産活動に伴う環境影響を軽減するための重要かつ基本的な取り組みを畜産農業者が最低限取り組むべき規範として策定し、可能なものから支援策の要件化を図っていくことにより、養豚始め畜産全体について環境保全を重視したものに転換していくことが重要である。

7. 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上

- ・ 疾病発生予防のための農家段階での衛生管理及び家畜疾病の発生に対する適切かつ迅速な対応の徹底。
- ・ 家畜伝染病予防法等に則り、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、飼養衛生管理基準に基づく農家段階での衛生管理の徹底や農場段階での

H A C C P手法の普及を図るとともに、家畜の伝染性疾病の発生に対して関係機関とも連携の上、適切かつ迅速に対応する必要がある。

- ・ 生産現場やと畜場におけるサーベイランスの実施により、疾病の浸潤状況を把握する等の対策を検討することも重要である。
- ・ 医薬品の承認については、承認までに要する期間が長く、期間短縮に向けた取り組みが必要である。

8．豚肉の消費拡大、消費者への的確な情報提供、食育の推進

(1) 豚肉の消費拡大及び的確な情報提供

- ・ 豚肉の栄養性等に関する効果のPR等を通じた需要拡大。
- ・ 国産豚肉の需要拡大を図るため、栄養性等に着目した普及啓発や、食肉処理施設における高度な小割り機能等を活用した低需要部位の高付加価値化を図ることが必要である。また、内臓肉の評価を高めるような普及啓蒙の努力も必要である。
- ・ 現在、9県の県団体において、チェックオフ活動（生産者自らが自発的に拠出した負担金を活動資金とした国産豚肉の消費拡大運動等）が行われているが、今後、養豚関連産業も含めた、更なる取り組みの推進等を図る必要がある。

(2) 食育の推進

- ・ 養豚経営の安定、担い手の確保のため、食育として、ふれあい体験のみに止まらず、フードチェーン全体の安全・安心への取り組みに関する情報提供等を推進する必要がある。
- ・ 豚肉の国内生産の確保、地産地消の重要性、養豚農家の努力や家畜の生態・畜産物への理解、子供達への「食」や「生命」の大切さの教育を図るとともに、生産から流通までの安全・安心確保の取り組みに関する情報提供等について、消費拡大対策及び食育の一環として、わかりやすくPRしていくことが必要である。また、近年、畜産の現場と消費者との関わりが希薄になりつつあり、地域との共存を図る観点から、小中学生の体験学習に加え、保護者を含めた交流、情報提供を行うことも重要である。

(参考1) 食料・農業・農村基本計画の概要

(参考2) 養豚経営の基本的指標

(記載例)

区 分		繁殖・肥育一貫経営
		都府県
		家族経営
技術体系		
経営規模		
生産性	単位当たり生産量	
	労働時間	
	費用合計	
労働時間	主たる従事者	
	補助的従事者	
	雇用	
	総労働時間	
経営指標	粗収入	
	経営費	
	所得	
	主たる従事者1人当たり所得	

(参考3) 養豚問題懇談会の検討経過

(参考4) 委員名簿